

# 日本地熱学会 学会賞表彰規定

昭和60年 1月22日 制定

平成30年 1月24日 改訂

- 第1条 本規定は会則第45条により表彰に関する必要事項を定める。
- 第2条 本学会に“日本地熱学会賞”(以下“学会賞”と略称)を設ける。学会賞は論文賞, 功績賞, 研究奨励賞の3賞とする。受賞者は本学会の会員に限る。
- 第3条 論文賞は, 本学会発行の出版物に地熱に関する優れた原著論文を発表した著者に授与される。
- 第4条 功績賞は, 地熱の開発・利用に優れた業績を挙げた会員に授与される。
- 第5条 研究奨励賞は, 本学会発行の出版物に地熱に関する優れた原著論文を発表した将来を囑望される研究者あるいは技術者に授与される。
- 第6条 表彰は賞状ならびに記念品とし, 総会において授与される。
- 第7条 委員長は委員を選出し, 評議員会の承認を経て学会賞選考委員会を構成する。委員の任期は2年とする。
- 第8条 正会員は選考対象者を推薦することができる。受賞候補者の選考は委員会にて行う。
- 第9条 委員会は受賞候補者の選考結果を評議員会に報告し, 評議員会はその報告に基づいて受賞者を決定する。
- 第10条 委員会の運営は別に定める委員会運営内規による。
- 第11条 本規定の変更には評議員会の承認を要する。